



広島県報

号 外
第 56 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

教育委員会規則

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(県法規記載)

教育委員会訓令

公立学校共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部を改正する訓令

(県法規記載)

教育委員会教育長訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

(以上県法規記載)

教育委員会規則

広島県教育委員会規則第一号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する

規則を次のように定める。

平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表教育部の部指導第二課の項中「障害児教育指導係」を「特別支援教育指導係」に改める。

第七条指導第二課の項第三号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。

第七条の二スポーツ振興課の項第五号中「管理部福利課」を「管理部健康福利課」に改める。

第二十二條の四中「障害児教育・教育相談部」を「特別支援教育・教育相談部」に改める。

第二十二條の五障害児教育・教育相談部の項中「障害児教育・教育相談部」を「特別支援教育・教育相談部」に改め、同項第一号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表教育部指導第二課の項中「障害児教育室長」を「特別支援教育室長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中広島県教育委員会組織規則第七条の二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(広島県教育委員会公舎管理規則の一部改正)

2 広島県教育委員会公舎管理規則(昭和三十九年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「福利課」を「施設課」に改める。

第三条の二中第一項中「福利課」を「施設課」に改め、同条第二項中「福利課長」を「施設課長」に改める。

教育委員会訓令

広島県教育委員会訓令第三号

公立学校共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

公立学校共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令の一部を改正する規則
公立学校共済組合の業務に従事させる職員を定める訓令 (昭和三十九年広島県教育委員会訓令第十号) の一部を次のように改正する。

第四号中「福利課」を「健康福利課」に改める。
第五号を次のように改める。

五 広島県教育委員会組織規則 (平成九年広島県教育委員会規則第四号) 第五条に規定する課 (施設課及び健康福利課を除く。) 同規則第二章第一節に規定する地方機関及び広島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 (以下「学校その他の教育機関」という。) の長並びにこれらの課、地方機関及び学校その他の教育機関における庶務事務に従事する職員

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長訓令

広島県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
地方 機関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 関 靖直

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令
広島県教育委員会事務局等決裁規程 (昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号) の一部を次のように改正する。

別表第二教育部の部指導第二課の項部長専決事項の欄第一号中「広島県公立高等学校の通学区域に関する規則 (昭和五十年広島県教育委員会規則第十一号) 第五条」を「広島県立高等学校学則 (昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号) 第十三条第五項」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「広島県立高等学校の通学区域に関する規則第四条」を「広島県立高等学校学則第十三条第四項」に、「学区外通学」を「県外通学」に改め、同欄に次の一号を加える。

四 広島県立学校学校評議員の委嘱及び解嘱

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁
地方 機関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

委員長 関 靖直

広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等文書管理規程 (昭和二十七年広島県教育委員会教育長訓令第四号) の一部を次のように改正する。

別表第三中 「H14 障害児教育」を「H14 特別支援教育」に

「H1400 障害児教育」を「H1400 特別支援教育」に

「H1412 障害児教育指導」を「H1412 特別支援教育指導」に改める。

附 則
この教育委員会教育長訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県教育委員会教育長訓令第三号

県 立 学 校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 関 靖 直

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別添録三中 「H14 障害児教育」を「H14 特別支援教育」に

「H1400 障害児教育」を「H1400 特別支援教育」に

「H1412 障害児教育指導」を「H1412 特別支援教育指導」に

別添録一四中

収載文書の日付	年	月	日
平成			
収載文書の知号・番号	広島県教育委員会 第一号 総務課 文書管理課 知事部局 二入 学生会 三 その他		

収載文書の日付	年	月	日
平成			
収載文書の知号・番号	広島県教育委員会 第一号 総務課 文書管理課 知事部局 二入 学生会 三 その他		

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成十八年四月一日から施行する。